

事務連絡
平成22年4月23日

自治会長 各位

北栄町総務課長 三好 秀康
(公印省略)

平成22年度自治会総合交付金にかかる書類の提出について

今年度より実施しています自治会総合交付金については、下記のとおり申請書類等の提出が必要ですので、お忙しい中恐れ入りますが期限内の提出にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 全自治会共通

(1) 「防犯灯維持管理交付金」関係

提出書類

交付金算定基礎報告書(様式第1号)

添付書類: 4月分の防犯灯電気料金が分かる書類(中国電力株が発行する公衆街路灯の電気料金内訳書及び領収書の写し)

提出期限: 5月31日(月)

交付金支払時期: 6月下旬

2 該当自治会のみ

(1) 「防火防災器具等整備交付金」「自主防災組織訓練活動交付金」関係

提出書類

交付金申請書(様式第2号)

添付書類(防火防災器具等整備交付金のみ):

購入又は修理する器具等の名称・金額が分かる書類

提出期限及び交付金支払時期

申請書は随時受け付けし、交付決定ののち交付金をお支払いします。

担当 総務課

・自治会担当: 中原

・消防担当: 山辺

電話 37-5861、FAX 37-5339

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

北栄町長 様

住 所
団体名
代表者名 印

年度自治会総合交付金算定基礎報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 防犯灯維持管理交付金

(1) 防犯灯設置の有無 無 ・ 有

4月分の防犯灯電気料金がわかる書類を添付すること。

2 防火防災組織運営交付金

(1) 自主防災組織設置の有無 無 ・ 有 (組織名:)

(2) 自衛消防団設置の有無 無 ・ 有 (組織名:)

ア 消防ポンプ設置の有無 無 ・ 有

(3) 婦人消防隊設置の有無 無 ・ 有 (組織名:)

ア 消防ポンプ設置の有無 無 ・ 有

年 月 日

北栄町長 様

住 所
団体名
代表者名 印

年度自治会総合交付金（変更）申請書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第3項（第6条第1項）の規定に基づき、次のとおり（変更）申請します。

記

1 防火防災器具等整備費補助金

（1）防災用備品購入の（変更）有無 無 ・ 有

購入する備品の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

（2）消防用器具等購入の（変更）有無 無 ・ 有

購入する器具等の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

（3）消防機器修理の（変更）有無 無 ・ 有

修理する機器、金額等がわかる資料を添付すること。

2 自主防災組織訓練活動交付金

（1）訓練活動の実績

実施年月日	実施場所	参加世帯数	主な活動の概要

3 添付資料

変更申請の場合、交付金交付決定通知の写しを添付すること。

【事務処理スケジュール】

事務担当	自治会総合交付金				
	自治会運営交付金	防犯灯維持管理交付金	防火防災組織運営交付金	防火防災器具等整備費交付金	自主防災組織訓練活動交付金
事務担当	(総務課総務室)			(総務課地域防災室)	
1月	自治会総会資料の提出			防火等器具購入等の新年「自治会要望書」の提出	
2月	(町) 予算査定				
3月	(町) 新年度予算審議・議決				
4月	書類の提出不要 (町) 世帯数の把握、計算	「算定報告書」(様式第1号) の提出 添付資料： 「防犯灯電気料金(4月分)内訳書」 の提出	添付資料の提出必要なし (町) 世帯数、組織実態の把握	(随時) 防火防災器具等の納品実績等に基づき 「交付申請書」(様式第2号) 及び 「納品請求書」(領収書でも可) 「交付請求書」 を提出 (町) 交付決定通知 - 交付金の振込(年内)	(随時) 交付金要件の上限3回、5万円や訓練事業実績に基づき 「交付申請書」(様式第2号) 及び 「交付請求書」 を提出 年内申請の場合、できる限り「防火等器具等整備費交付金」の「交付申請書」による。 (町) 交付決定通知 - 交付金の振込
5月					
6月	(町) 交付金の振込				
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月	自治会総会資料の提出			防火等器具購入等の新年「自治会要望書」の提出	
2月	(町) 予算査定				
3月	(町) 新年度予算審議・議決				

【重要】 交付金は、予算の範囲内で交付するものである。特に「防火防災器具等整備費交付金」については、新年「自治会要望書」に基づき新年度予算要求するものであることから、年度中途のものは、原則、認めないものとする

北栄町自治会総合交付金交付要綱

平成 21 年 12 月 3 日

告示第 125 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、北栄町自治会総合交付金(自治会の運営や防災活動その他自主的な地域づくり活動などに対して交付する交付金をいう。以下「交付金」という。)に関し必要な事項を定めることにより、町における地域の自立・活性化及び住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(交付金の内容)

第 2 条 この交付金の内容は次に掲げるとおりとし、その内訳及び金額は別表のとおりとする。

- (1) 自治会運営交付金
- (2) 防犯灯維持管理交付金
- (3) 防火防災組織運営交付金
- (4) 防火防災器具等整備交付金
- (5) 自主防災組織訓練活動交付金

(事業主体)

第 3 条 この交付金に関する事業の事業主体は、町内の自治会とする。

(報告及び申請)

第 4 条 この交付金のうち、第 2 条第 1 号に定める交付金については、報告は不要とし、交付基準は別表のとおりとする。

2 第 2 条第 2 号及び第 3 号に定める交付金については、申請者は、自治会総合交付金算定基礎報告書(様式第 1 号)を町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。

3 第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める交付金については、申請者は、自治会総合交付金(変更)申請書(様式第 2 号)を町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条第 3 号による申請があったときは、内容を審査し、交付金の額を決定するものとする。

2 町長は、交付決定をしたときは、申請者に自治会総合交付金交付決定通知書(様式第 3 号)を通知するものとする。

(事業の変更)

第 6 条 第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める交付金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに様式第 2 号を町長へ提出しなけれ

ばならない。

(1) 当該事業に要する経費に増減があったとき。ただし、交付決定額に変更がない場合はこの限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の変更の申請があったときは、内容を審査し、交付金の額等を決定するものとする。

3 町長は、変更した交付金の額等を決定したときは、申請者に自治会総合交付金変更交付決定通知書（様式第 4 号）を通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第 7 条 本交付金に係る事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

（実績報告）

第 8 条 町長は、必要に応じて、申請者に交付金に係る事業の実績報告を書面により求めることができる。

2 自治会は、前項の規定により実績の報告を求められたときは、自治会総合交付金実績報告書（様式第 5 号）により町長に報告しなければならない。

（交付金の返還）

第 9 条 町長は、偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたものがあるときは、そのものに対し交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第 10 条 この要綱又は北栄町補助金等交付規則（平成 17 年北栄町規則第 43 号）に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 3 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

自治会総合交付金

名 称	内 容	備 考
自治会運営交付金	運営費分 均等割 40,000円 世帯数割 1,000円×世帯数 事務費分 1,000円×世帯数 世帯数は当該年度の4月1日現在とする。	金額は年額
防犯灯維持管理交付金	防犯灯電気料金×12か月×1/3 電気料金は当該年度の4月1日現在の料金とする。	金額は年額
防火防災組織運営交付金	自主防災組織運営費分 均等割 5,000円 自衛消防団運営費分 ポンプ割 20,000円 世帯数割 300円×世帯数 世帯数は当該年度の4月1日現在とする。 婦人消防隊運営費分 ポンプ割 20,000円	金額は年額
防火防災器具等整備費交付金	防災用備品購入分 購入費×1/2 上限 50,000円 消防用器具等購入分 購入費×1/2 上限 100,000円 消防機器修理分 修理代20,000円以上の場合に限り20,000円を超える部分の経費×1/2	
自主防災組織訓練活動交付金	訓練活動分 300円×参加世帯数×訓練回数 （自主防災組織が行う防災訓練、防災に関する講習会・研修会の参加） 上限 訓練3回 50,000円	

上記に定める交付金の額は、予算の範囲内において、それぞれ1円未満の端数を切り捨てた額を交付するものとする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

北栄町長 様

住 所
団体名
代表者名 印

年度自治会総合交付金算定基礎報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 防犯灯維持管理交付金

(1) 防犯灯設置の有無 無 ・ 有

4月分の防犯灯電気料金がわかる書類を添付すること。

2 防火防災組織運営交付金

(1) 自主防災組織設置の有無 無 ・ 有 (組織名:)

(2) 自衛消防団設置の有無 無 ・ 有 (組織名:)

ア 消防ポンプ設置の有無 無 ・ 有

(3) 婦人消防隊設置の有無 無 ・ 有 (組織名:)

ア 消防ポンプ設置の有無 無 ・ 有

年 月 日

北栄町長 様

住 所
団体名
代表者名 印

年度自治会総合交付金（変更）申請書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第 4 条第 3 項（第 6 条第 1 項）の規定に基づき、次のとおり（変更）申請します。

記

1 防火防災器具等整備費補助金

（1）防災用備品購入の（変更）有無 無 ・ 有

購入する備品の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

（2）消防用器具等購入の（変更）有無 無 ・ 有

購入する器具等の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

（3）消防機器修理の（変更）有無 無 ・ 有

修理する機器、金額等がわかる資料を添付すること。

2 自主防災組織訓練活動交付金

（1）訓練活動の実績

実施年月日	実施場所	参加世帯数	主な活動の概要

3 添付資料

変更申請の場合、交付金交付決定通知の写しを添付すること。

第 号
年 月 日

様

北栄町長

印

年度自治会総合交付金交付決定通知書

年 月 日付で報告(申請)のあったこの交付金について、次のとおり交付することに決定したので、北栄町自治会総合交付金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付金の種別 年度自治会総合交付金
- 2 交付決定額 金 円
内 訳 ・ 防火防災器具等整備費交付金 円
・ 自主防災組織訓練活動交付金 円
- 3 この交付金は、交付の目的以外に使用してはならない。
- 4 申請者は、北栄町自治会総合交付金交付要綱(平成 年北栄町町告示第 号)及び北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号)を遵守しなければならない。
- 5 交付金の交付条件に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
- 6 この交付金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

北栄町長 印

年度自治会総合交付金変更交付決定通知書

年 月 日付第 号で交付決定した 年度自治会総合交付金については、年 月 日付で提出のあった 年度自治会総合交付金変更申請書に基づき、次のとおり変更交付決定することとしたので、北栄町自治会総合交付金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付金の名称 年度自治会総合交付金
- 2 変更交付決定額 金 円
内 訳 ・ 防火防災器具等整備費交付金 円
・ 自主防災組織訓練活動交付金 円
- 3 その他

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住 所
団体名
代表者名 印

年度自治会総合交付金実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった下記事業等を実施した
たので報告します。

記

交付金事業の実績

1 事業の名称

2 添付書類

必要に応じて事業実績のわかる資料を添付すること。